

議案第78号

飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月16日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴う改正

飛驒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

飛驒市消防団員等公務災害補償条例（平成16年飛驒市条例第243号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項の表右欄中「0.86」を「0.88」に、「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の飛驒市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の飛驒市消防団員等公務災害補償条例附則第5条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた飛驒市消防団員等公務災害補償条例第4条第3号に規定する傷病保障年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）及び同条第2号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

飛騨市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行		改 正 案	
<p>本則 略 附 則 (他の法律による給付との調整) 第5条 略</p> <p>2 年金たる損害補償を受ける者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合に、当該残額）を支給し、その額の50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>	<p>本則 略 附 則 (他の法律による給付との調整) 第5条 略</p> <p>2 年金たる損害補償を受ける者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合に、当該残額）を支給し、その額の50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>	<p>1 傷病年 補償金(第18条の2に規定する公務災害に係る</p>	<p>1 障害厚生年金等 2 略</p> <p>0.86 略</p>
<p>1 傷病年 補償金(第18条の2に規定する公務災害に係る</p>	<p>1 障害厚生年金等 2 略</p> <p>0.88 略</p>		

資料

のを除く。)					
2	傷病年 補償金(第18 条の2に 規定する 公務上の 災害にも 限る。)	1	障害厚生年金等	0.92(第1 級)	傷病等級に 係る障害 による傷病 補償年金に あつては、 0.91)
3～6		2	略	略	略

のを除く。)					
2	傷病年 補償金(第18 条の2に 規定する 公務上の 災害にも 限る。)	1	障害厚生年金等	0.91(第1 級又は第 2級の傷 病等級に 係る障害 による傷 病補償金 にあつて は、0.90)	傷病等級に 係る障害 による傷病 補償年金に あつては、 0.90)
3～6		2	略	略	略

3・4 略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額に同一右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

3・4 略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額に同一右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

略					
略	障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	略	略	略	0.88

略					
略	障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	略	略	略	0.86

資料

<p>略</p> <p>以下 略</p>	<p>略</p> <p>以下 略</p>
----------------------	----------------------

飛驒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例（案）要旨

1 改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴う改正

2 改正の内容

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）による年金たる損害補償又は休業補償と同一の事由により厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。）による年金たる給付が併給される場合の調整率を改定するもの。

3 施行日 公布の日